提案仕様書等に関する質問書の回答（令和８年９月14日公告分）

業務名称		明石市立松陰保育所給食調理業務委託（長期継続契約）
1	質　問	提案仕様書（P3　(6)盛付・配膳） 　事務職員、クラス職員の盛付方法をご教示いただきたいです。（事務職員はトレーメイクした状態で提供等…）
	回　答	提案仕様書（P3　(6)盛付・配膳）アのとおりです。トレーメイクした状態で提供する事が多いですが、現場の状況により異なる場合があります。施設見学をされるのであれば、その際に盛付状態についてご確認下さい。
2	質　問	提案仕様書（P6（１）業務従事者） 　業務従事者は栄養士または調理師の有資格者であることとございますが、こちらについて、調理補助（パート）も有資格者である必要があるのでしょうか。
	回　答	業務従事者につきましては、仕様書のとおり有資格者となります。調理補助（パート）については、無資格者を代替者とする運用は可としています。また提案仕様書（P6　（１）業務従事者 エ ）に記載のとおり資質の向上に努めて下さい。
3	質　問	公募型プロポーザル方式業務委託の実施について（公告文　P3 契約保証金） 契約規則第 25 条に該当するときは免除できるとの記載がございますが、弊社の既存先にて守口市内のこども園を３期連続して契約更新をして、現在もなお、運営をしております。この場合は免除の対象になりますでしょうか。
	回　答	明石市契約規則第25条に記載されている市とは明石市を指していること及び「過去２年間に市と数回以上にわたって契約を締結し…」については単価契約の場合に適用されますが、本契約は総価契約であるため、ご質問の内容では免除の対象になりません。
以下、質問はありません。		